

公益社団法人習志野市シルバー人材センター情報公開規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人習志野市シルバー人材センター(以下「センター」という。)の管理する情報の公開に関し必要な事項を定めることによって、センターの活動に対する透明性を高め、市民の理解と信頼を深めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「情報」とは、センターの職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び写真(磁気テープその他これらに類するものから出力又は採録されたものを含む。)であって、センターが現に管理しているものをいう。

(情報の提供)

第3条 センターは、市民に必要な情報を積極的に提供するため、次の各号に掲げる情報は、市民の自由な閲覧に供するものとする。

(1) 定款

(2) 役員名簿

(3) 事業計画書

(4) 収支予算書

(5) 事業報告書

(6) 事業報告書の附属明細書

(7) 貸借対照表

(8) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(9) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(10) 財産目録

(情報提供の実施)

第4条 前条に規定する情報の提供期間等は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 定款、役員名簿は、可能な限り最新のものを常置する。

(2) 事業計画書、収支予算書は、当該事業年度の開始後、翌年度分を閲覧に供する日までの間とする。

(3) 事業報告書、事業報告書の附属明細書、貸借対照表、損益計算書(正味財産増減計算書)、貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書、財産目録は、当該事業年度の終了後、原則として3ヶ月以内の日から、翌年度分を閲覧に供する日までの間とする。

(情報提供の場所)

第5条 第3条に規定する情報の提供は、センター事務室において行うものとする。

(申出による公開)

第6条 第3条に規定する情報以外の情報の公開を申しようとする者は、センターに対して、当該申出に係る情報を特定するために必要な事項等を記載した情報公開申出書(別記様式)を提出しなければならない。

(非公開情報)

第7条 センターは、前条の規定による公開の申出に係る情報に、次の各号のいずれかに該当する情報

が記録されているときは、当該情報の公開をしないことができる。

- (1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 何人も法令等の規程により閲覧することができるとされている情報
 - イ 人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、公開することがより必要であると認められる情報
- (2) 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- (3) 公開することにより、犯罪の予防及び捜査、警備その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある情報
- (4) センター内部又は国、地方公共団体、公共団体若しくは公共的団体等に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (5) センター又は国等の機関が行う監査、検査、争訟、交渉、契約、試験、調査、研究、人事管理その他の事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 習志野市の補助金、負担金、委託料等の支出に係る事務又は事業以外の事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、センターの競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- (7) 法令等の定めるところにより、公開することができないとされている情報
(申出による公開の決定等)

第8条 センターは、第6条の規定による情報公開申出書を受理したときは、当該申出書を受理した日の翌日から起算して14日以内に、公開の申出に係る情報を公開する旨又は公開しない旨の決定をしなければならない。

2 センターは、前項の規定による決定をしたときは、公開の申出をした者(以下「申出者」という。)に対し、速やかに書面により当該決定の内容を通知しなければならない。

3 センターは、事務処理上の困難その他正当な理由により第1項に規定する期間内に動向に規定する決定をすることができないときは、当該申出書を受理した日の翌日から起算して60日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、センターは、速やかに延長の期間及び理由を申出者に対し、書面により通知しなければならない。

(公開の方法)

第9条 申出に係る情報の公開は、センターがあらかじめ指定する日時にセンター事務室において行う。

(費用の負担)

第10条 第3条に規定する閲覧情報の公開に係る手数料は、無料とする。

2 第3条に規定する閲覧情報の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用として、写し1枚(日本工業規格A列3番以内)につき10円を負担するものとする。

(補則)

第11条 この規定の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年10月24日から施行し、平成24年度情報から適用する。